

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため  
調理室使用前、使用後は必ず手洗  
手指消毒を行ってください。

調理室使用条件について

- 橋本市感染拡大予防ガイドライン 1共通事項(1)施設の衛生管理と利用者への依頼事項⑤利用者への依頼事項を遵守してください。(裏面参考)
- 2つの窓を同時に開けるなど施設の喚起を十分に行う、利用者間の間隔を確保するな密閉・密集・密接対策を心がけてください。
- 調理室使用にあたり以下の新型コロナウイルス感染症拡大防止の留意事項も遵守してください。

- ① 調理室使用にあたり、扉のドアノブや冷蔵庫の取っ手の消毒を行ってください。(受付でお渡しします消毒液で消毒、ふき取りを行ってください。)
- ② 調理道具(お鍋・フライパンなど)やお皿などの食器は使用前に必ず洗剤で洗った後、乾いている使い捨てキッチンペーパーやペーパータオルで水気をキレイにふき取り、乾燥させて使用してください。(布巾等のご使用は避けてください。)
- ③ 調理の際においてマスクを着用し、密接にならないよう間隔に気を付けてください。
- ④ 使用後の調理器具や食器は洗剤でよく洗った後、使い捨てキッチンペーパーやペーパータオルで水気をキレイにふき取り、乾かしてから片づけてください。洗浄前の食器を共有で使用しないでください。
- ⑤ 調理機は除菌シートや消毒液で消毒した後、使い捨てキッチンペーパーやペーパータオルでふき取ってください。(乾いたものを使用してください。)
- ⑥ 床のゴミなどを清掃して、出たゴミは持ち帰ってください。
- ⑦ 参加者名簿(別紙)を受付に提出してください。

※除菌シート、消毒液はアルコール60%以上のものを使用してください。

- 調理室を使用し、橋本市保健福祉センター内で飲食を行う場合は、使用条件(裏面)を守り、調理室内か栄養指導室(和)及び栄養指導室(洋)にてお願いします。
- 配食を行う場合は、食中毒予防として加熱調理後は2時間以内に喫食するように注意をお願いします。
- キレイに片付けをしていただき、利用者の皆さんが快適に使用できる施設にご協力をお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための調理室の使用にご理解とご協力をお願いします。



## 橋本市感染拡大予防ガイドライン(一部抜粋)

### 1. 共通事項

#### (1) 施設の衛生管理と利用者への依頼事項

①から④省略

#### ⑤ 利用者への依頼事項

マスクの着用

(※) 37.5度以上の発熱がある場合には利用を控えてもらう。

利用者の氏名、連絡先の確認に協力してもらう。(取り扱いに注意)  
こまめに消毒を行ってもらう。

利用途中に体調が悪化した場合には、利用を中止し施設管理者に申し出ってもらう。

(※) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項にもとづく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第0308001号)の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の第1全般的事項2「発熱と高温」における発熱の定義に基づく。

## 飲食時における栄養指導室(和)及び栄養指導室(洋)、調理室の使用注意について

1. 橋本市感染拡大予防ガイドライン 1 共通事項(1) 施設の衛生管理と利用者への依頼事項⑤利用者への依頼事項を遵守してください。

2. 飲食時は黙食・個食とし、食事以外はマスクを着用してください。

3. 飲食後は速やかに退室をお願いします。

4. 使用した机は次の食事を行うものが着席する前に速やかに消毒を行ってください。

5. 換気、人との間隔を開けるなど密閉・密集・密接対策を心がけてください。使用する部屋の上限人数を超えての使用はできませんので、使用人数の調整をお願いします。

6. 別紙参加者名簿を受付に提出をお願いします。

7. 使用後は使用した机など消毒作業を必ず行ってください。

8. 食事の前や施設の利用前後は必ず手洗い、手指消毒を行ってください。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をお願いします。